

＜第135回国際ARCセミナー(町田樹氏・栗原祐司氏・新名佐知子氏)レビュー＞ 日本のスポーツアーカイブを未来へと継承するために

村上 佳奈子(秩父宮記念スポーツ博物館)
E-mail kanako.murakami@jpn-sport.go.jp

1. はじめに

本稿は、2024年6月26日に開催された第135回国際ARCセミナーにおける町田樹氏¹⁾、栗原祐司氏²⁾、新名佐知子氏³⁾による発表について報告するものである。本発表では、栗原氏は国内スポーツ資料及びスポーツ博物館について、新名氏は国内随一のスポーツアーカイブ機関である秩父宮記念スポーツ博物館について、現状を紹介しつつそれぞれの視点でスポーツアーカイブの課題と今後の展望について述べられた。また、町田氏は競技映像に焦点を当てながら、スポーツ資料の公共性とスポーツアーカイブの制度論について論じられた。

2. 日本のスポーツ資料と博物館

2-1. 日本のスポーツ資料の現状

スポーツ資料と言うと、スポーツ用具や入賞メダルなどが連想されるが、現状そういった資料で国や自治体によって文化財に指定・登録されている例は極めて少ない⁴⁾。スポーツに関係するもので文化財に指定・登録されているものは、例えば体育館やプール、球場の観覧席などの建造物や、身体運動という観点では、相馬野馬追(福島県)や各地の綱引きなどの無形民俗文化財が挙げられる。一般的に文化財として想像されやすい美術工芸品資料については、栗原氏によると、かつてオリンピックに競技として存在した芸術競技において入賞した作品等が今後文化財に指定・登録されていくことが考えられるという。

一方、海外の事例に目を向けると、韓国で「近・現代時期文化遺産」として近現代スポーツ資料が文化財登録された例や、ニュージーランドでユネスコの「世界の記憶(Memory of the World)」プログラムにおいてスポーツ資料が登録された例⁵⁾があり、日本でも同様の登録が検討される余地は十分にある。栗原氏は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の際に、1964年東京大会に関する企画展が多く開かれたため、全国の諸機関の所蔵内容が明らかになった状況を好機として、スポーツ関係者から文化庁へ、スポーツ資料から特に重要なものを指定・登録という形で残していくべきだと

いう意見を訴えかけていくことが重要と説く。また、文化庁による文化財指定だけでなく、さまざまな学会や協会、自治体等で独自に指定を行っている<〇〇遺産>という方法もある。例えば、秩父宮記念スポーツ博物館が<スポーツ遺産>を作り登録を行うことで、一般国民においてスポーツ資料に対する価値付けがなされていき、資料を残すべきという機運が高まることが期待されるだろう。

2-2. 日本のスポーツ博物館の現状

スポーツ資料を保存している国内の博物館数について、残念ながら明確なデータはない。過去には複数の調査が行われており⁶⁾⁷⁾⁸⁾、スポーツ博物館のリストが公表されているが、いずれも20年以上前の調査であるため現状との乖離が生まれていること、また、網羅的な把握とはなっていないこと、「スポーツ博物館」の定義付けにブレがあること等の問題点がある。

栗原氏が2020年に行った調査によると、現在日本のスポーツ博物館は少なくとも310施設程度存在しており、扱っている分野は、モータースポーツ、玩具、伝統芸能、野球、山岳、相撲が多いという⁹⁾。各分野の状況を見ていくと、相撲は公立の博物館が多く閉館になる例は少ないが、その他の分野においては、個人コレクターが運営している場合や、特定の選手に関する博物館ではその選手の知名度が変化した場合等に、持続的な運営が難しい傾向にある。博物館が閉館した後に、それらのコレクション資料をどこで保存するのかということが今後の大きな課題になってくると考えられる。

スポーツ博物館全体に目を向けると、競技場併設の博物館が近年増加傾向にある。こういった形態は来館者を呼び込みやすく効果的である一方で、自治体レベルのスポーツ施設に併設された博物館等では、展示や保存の状態が悪く、さらに専門のスタッフがいなことがほとんどであり、課題は多いと言えるだろう。

また、スポーツ資料を所蔵しているのはスポーツ博物館に限らない。多くの公立博物館で、国体やインターハイ、国際競技大会が開かれた際の資料、あるいはその地域出身のアスリートの資料等、何らかのスポーツ資料が所蔵されていることが多い。これについて、悉

皆調査を実施し、全国各地の博物館で保存されているスポーツ資料を把握していくことも必要である。しかし、スポーツ資料の定義が曖昧なままでは、例えば玩具等、調査主体の判断によってスポーツ資料として統計に上がらない資料が出てくる可能性がある。スポーツ資料についての定義づけを明確にすることで、より精緻なデータが得られると考えられる。

日本のスポーツ博物館の課題は、学芸員が配置されていない館が多く、いたとしてもスポーツ専門の学芸員はほぼいないことや、予算・定員面で制約が大きいことが挙げられる。これらの課題は、固定的な展示や不十分な情報検証、収集活動の限界等、博物館として大きな問題に繋がる。栗原氏曰く、この状況を打開するために、スポーツ博物館のネットワーク構築が非常に重要なのである。

2-3. スポーツ博物館ネットワークの構築に向けて

スポーツ博物館ネットワークについて、国際的には、ローザンヌのオリンピックミュージアムを中心とした「オリンピックミュージアムネットワーク」(OMN)という組織がある。OMNは現在世界中で約30館が参加しており、オリンピック開催国・都市でなくとも、博物館の所蔵資料の25%がオリンピック・ムーヴメントに関するものであること等の加盟条件を満たせば加盟が可能である。日本からは長野オリンピックミュージアム、札幌オリンピックミュージアム、日本オリンピックミュージアムが参加している¹⁰⁾、こういったネットワークに今後多くの日本のスポーツ博物館が加盟することによってさまざまな連携が進むことが望まれる。さらに、2019年9月に国際博物館会議(ICOM)京都大会が開催された際には、日本オリンピックミュージアムの開館を機に、第14回OMN総会が東京で開催されており、栗原氏は今後OMNのなかで日本がリーダーシップを発揮していく余地はあると述べられた。

また、ICOM京都大会では、OFCH(Olympic Foundation for Culture and Heritage)の主催によってオリンピックミュージアムネットワークのセッションが開催された。さらに、ICOM-ICMAH(考古学・歴史博物館国際委員会)で2017年頃から継続的にスポーツミュージアム、オリンピックミュージアムに関するシンポジウムやワークショップが開催されている。これについても、日本での開催を目指す等日本のスポーツ博物館が積極的に参加していくべきだろう。

最後に、栗原氏は、(1)スポーツ資料の実態把握に向けて、スポーツ資料のデータベースを構築すること、(2)まだ文化財の指定が少ない状況の中で、〈スポーツ遺産〉の創設に向けた検討が行われること、(3)秩父宮記念スポーツ博物館を中核として、スポーツミュージアムネットワークを構築し、海外との交流を促進することの3点の必要性を述べ、まとめとされた。

3. 秩父宮記念スポーツ博物館のスポーツアーカイブ

3-1. 秩父宮記念スポーツ博物館について

秩父宮記念スポーツ博物館は、秩父宮雍仁親王のスポーツに対する功績を記念し、1959年に旧国立競技場の中に開設された博物館である。我が国唯一のスポーツ博物館として、65年の歴史を持ち、スポーツ庁の管轄で独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営している。収蔵品は博物館資料が約6万件あり、スポーツ用具や表彰品、大会記念品、ポスター、オリンピック芸術競技の作品、1964年東京オリンピック組織委員会に関する文書類等、幅広く所蔵している。付属の図書館では書籍、エフェメラ等を17万件以上所蔵しており、大会に関するパンフレット、報告書、近現代のスポーツに関する辞典、雑誌等がある。

充実した資料を持つ秩父宮記念スポーツ博物館は、直近10年において大きな転換期を迎え、非常に苦しい状況に陥っている。国立競技場が2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に際して改築することとなったとき、当初秩父宮記念スポーツ博物館は新国立競技場の中に入る予定であった。ところが、国立競技場の建築プランが白紙撤回・変更され、競技に関する機能の整備を優先することになり、新博物館を作るプランも白紙となったのである。事実上展示室、収蔵庫がなくなり、廃止の可能性さえも否定できない状況のなか、博物館は2014年に東京都足立区の物流倉庫へ移転する。改築された国立競技場には、博物館が運営する小さなギャラリーが設置されたが、資料を多数展示できる場所ではなく、秩父宮記念スポーツ博物館が日本のスポーツ文化を発信する機会は無いため、2020年東京オリ・パラ大会は終了した。その後、さらなる移転を行った秩父宮記念スポーツ博物館は、現在は千葉県船橋市に仮事務所・収蔵庫を構えている状況である。

では、秩父宮記念スポーツ博物館の新博物館の計画はどうなったのか。現在のプランでは、国立競技場のはす向かいの立地に建て直される秩父宮ラグビー場の中に整備されることとなっている。しかし、新博物館の計画については依然として多くの問題が残っている。その最たるものが収蔵スペース問題で、新博物館で計画されている収蔵庫は、現在の仮収蔵庫の半分の面積しか収蔵スペースがないというのである。そのため、新博物館の計画とは別途に外部倉庫の確保も検討しなければならない。また、収蔵庫に限らず博物館全体の面積が十分とは言えないため、図書館・調査研究・教育等の機能のうち何を外部施設で補っていくのかという博物館の機能分けを検討する必要も発生しているという。

3-2. スポーツ資料の利活用可能性および課題

秩父宮記念スポーツ博物館は、自館での展示だけでなく、外部への貸出協力も行ってきた。2020年東京

オリ・パラ大会の時期には、前回の1964年東京大会関連資料の貸出が非常に多く、1964年大会の記念的な資料として開会式のプレザーや公式ポスターなどの貸出を行った。しかし、これらの代表的な資料以外についての問い合わせは非常に少なく、利活用が特定の資料に固定化されている状況だという。

では、スポーツ資料において重視されるべきは、大会の記念的な資料に限定されるのだろうか。これについて新名氏は、競技者の身体、およびそのパフォーマンスへの視点の重要性を説く。例えば、秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵している2020年東京オリ・パラ大会の資料に、スポーツクライミングのボリューム¹¹⁾がある。このボリュームには選手のサインが書かれているが、それだけではなく、側面を見ると競技において選手がこのボリュームを掴んだ石灰の跡が付いている。競技に参加した選手のサインが入った記念資料である一方で、選手のパフォーマンスの痕跡が見られる資料なのである。また、選手の身体性を重視した展示事例として、フランス国立スポーツ博物館の特別展「競技大会の女性たち」では、女子テニスのセリーナ・ウィリアムズ選手のボディスーツが、セリーナ選手自身をボディスキャンして制作されたマネキンで展示された例がある。この資料は、見た目の奇抜さによって大会主催団体から批判され、後に大会のドレスコードが変更される事態となった。しかし、このウェアは全身に圧力をかけて血流を良くする機能を有しており、セリーナ選手は健康上の理由で着用したものであった。大会運営側と選手の視点に非常にギャップがあったことを伝える資料であり、そこに選手自身の身体という要素が欠かせない資料と言える。

スポーツ資料の価値は、1964年東京オリンピック資料のように、大会や選手の記録を裏付ける「記念的な証」に留まりがちだが、そもそも立ち返ってみればスポーツというものは身体によって営まれるものであり、そのパフォーマンスへの視座を持つべきものである。そういった形として残らない要素のアーカイブは課題であるが、大会や選手に関する「実物資料」と、公式報告書や日記などの紙資料、いわゆる「情報資料」との関連による歴史的・文化的価値の検証が必要であり、それを推進するものとして、スポーツデジタルアーカイブの構築が期待されている。現在、秩父宮記念スポーツ博物館は、自身が中核機関となり、国内のスポーツ資料の所蔵機関をデジタルアーカイブで繋ぐ「つなぎ役」として、アーカイブシステムを構築し、それをジャパンサーチに連携させていくことを目標に整備を進めている状況である。新名氏は、今後スポーツデジタルアーカイブの構築とともに、スポーツ資料への関心と理解を促進していきたいと述べた。

4. スポーツ資料の公共性と継承のための方法論

4-1. 国際スポーツ界のアーカイブ環境

国際オリンピック委員会 (IOC) が運営するスイス・ローザンヌのオリンピックミュージアムは、世界中から収集された膨大な資料を有するスタディセンターが併設された、世界随一のスポーツアーカイブ機関である。IOCは、なぜこれらの資料を世界中から集めることができるのだろうか。その答えはスポーツ界の上位下達の組織構造にある。スポーツ界は、IOCを頂点として、国際スポーツ連盟機構 (GAISF)、各国際競技団体 (IF) や国内オリンピック委員会連合 (ANOC)、各国内競技団体 (NF) や各国オリンピック委員会 (NOC) の順で位置付けられるトップダウンのピラミッド型組織構造となっているのである。下位組織は上位組織の指示や方針に沿って動くため、スポーツ界においてIOCの権限は非常に強く、下位組織に対して強制執行力 (エンフォースメント) を行使することができる。

このエンフォースメントによる資料収集はオリンピック憲章にも裏付けられており、第1章7条¹²⁾には、オリンピック競技大会はもちろん、それに伴って生ずるさまざまなスポーツ資料は全てIOCが独占的に所有するものと規定されている。さらに、IOCのエンフォースメントは観客にも及び、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の「東京2020 チケット購入・利用規約」第33条第3項には、会場での撮影・録音を許可するが、そのコンテンツはIOCの単独所有物となる旨が規定されている。IOCはこのエンフォースメントを利用して、各国・各競技団体・各個人からスポーツ系資料を効率的に収集することを可能にしている。

しかし、映像等の人の肖像が絡む資料については、著作権や著作人格権の権利処理だけでは不十分であり、肖像権のクリアランスも必要になる。これを解決する方法として、オリンピック競技会に関わる全ての人間が携帯するIDカードの裏面には、カード所持者の宣誓文が記述されており、カード所持者の知的財産権や肖像権をIOCに全て譲渡するという内容が記載されている。これによって、アーカイブの際に権利処理が必要となるすべての権利を一括処理しているのである。

IOCを頂点とするピラミッド型組織構造を基盤にした、効率的な資料収集と一括権利クリアランスの仕組みが、スポーツ界のユニークなアーカイブ環境だと言えるだろう。IOCのこうした強い権限には賛否があるが、ことスポーツアーカイブという点においては、こうしたエンフォースメントによってアーカイブを整えるための莫大な手間と権利処理コストを大幅に削減できることは大きな利点であると町田氏は述べた。

4-2. 日本の競技映像アーカイブ

国内のスポーツアーカイブに注目すると、選手のパフォーマンス映像など競技会映像のアーカイブが皆無

に等しい状態となっている。町田氏は、現在収集がすすめられているスポーツ資料群の中でもとりわけ競技映像はアーカイブされるべき資料だと説く。競技映像は、アスリートのパフォーマンスと競技成績が分かる歴史資料であり、身体運動の研究やアスリート育成、学校体育にも利用し得る資料であり、ファンにとっては娯楽映像でもある、極めて価値の高い資料と言えるだろう。

また、同時に競技映像のアーカイブが重要であるのは、その公共性の高さも理由として挙げられる。世界には、公的機関、あるいは民間組織が制定したスポーツに関する法律や条例、憲章が数多く存在しているが、ユネスコの「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を筆頭に、IOCの「国際オリンピック憲章」、欧州連合(EU)の「みんなのスポーツ憲章」等、国際的な影響力を持つ諸機関が定めた憲章において、スポーツは基本的人権あるいは基本的権利の一つとして明記されている。こうして、スポーツはいわば公共財だと見なされているからこそ、日本を始め多くの国々ではスポーツ振興や競技団体の運営に対して公的資金が投入されていると言える。スポーツ庁の令和6年度予算を見ても、全体の約4割に当たる150億円以上の予算が割かれているのが競技力向上・アスリート育成の分野である。つまり、アスリートのパフォーマンスを収める競技映像は、公的資金が投入された事業の最終成果物と言えるのである。

現代においてはスポーツへの参画を主に「する・みる・ささえる・つくる」の四要素で捉えることを踏まえると、今や人の基本的権利と考えられている「スポーツに参加すること」は、当然スポーツをすることだけを意味しているのではない。そして、競技映像のアーカイブは「みるスポーツ」だけでなく、「する」「ささえる」「つくる」スポーツにおいても重要な資料になる。このように、資料価値が高く、公共性が認められるからこそ、競技映像のアーカイブは極めて重要と言える。

ただし、競技映像などの映像資料は著作権や肖像権などが複雑に絡む資料であるが故に、収集・公開が非常に難しくなるという問題がある。この権利問題は、理論的には克服することが可能である。まず、肖像権については、IOCのようなエンフォースメントを使い、例えば競技会の出場規則等において、映像のアーカイブにかかる肖像権を行使しないことを求める内容を盛り込むことで一括処理ができる。次に、放送事業者の著作権については、競技映像はその競技大会を主催する競技団体と、それを撮影する放送事業者の共同著作となるケースが多いことが前提となる。つまり、その場合、競技映像の著作権は競技団体にも帰属しており、放送事業者の独占所有物ではないことになる。その点において、競技団体は放送事業者と対等、あるいは、そもそも放映権の権利主体であるため、競技団体の方が優位な立場で放送事業者と交渉することができ

る。さらに、ライブ放送が終了した競技映像は、あまり利用されることはなく、テレビ局のアーカイブに死蔵されるような状況であることを考えると、例えば、競技団体が放送事業者と放映権に関する契約を結ぶ際に、一定期間が経過し商業利用しなくなった競技映像は、競技団体が運営するアーカイブに映像と著作権を譲渡することを求める条項を盛り込むことで、著作権のクリアランスも可能になる。このように、競技の統括組織がイニシアチブを握れば、理論上競技映像のアーカイブは実現可能なのである。

スポーツの公共性に鑑みると、競技映像のみならず、ありとあらゆるスポーツ資料は、誰もがいつでもどこでも参照することができる形でアーカイブされるべきである。まず、スポーツ界全体を監督するような組織、すなわちスポーツ庁や日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会(JOC)などがスポーツ界に対してアーカイブの重要性を示し、資料収集や権利処理に協力するよう方針を示すと同時に、アーカイブ環境を整備する。そして、アスリートやコーチ、放送事業者などスポーツ資料の保有者は、競技団体などを通じて、秩父宮記念スポーツ博物館などの各アーカイブ機関に積極的に資料を提供する。このようなアーカイブ環境や制度を整えることができれば、日本のスポーツアーカイブは今後加速度的に発展していくことだろう。

5. おわりに

本発表では、発表者それぞれの視点から、スポーツ資料のアーカイブにかかる現状の課題、及び今後の展望が述べられた。共通して言えるのは、スポーツ博物館、さらにはスポーツ界全体において、スポーツアーカイブの重要性を共有し、連携して取り組んでいくことが必要であるということだろう。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会から数年、そして世界陸上やデフリンピック、アジア競技大会等の国際大会が今後続々と国内で開催される今、それらをいかにアーカイブし、誰もがアクセスできるものにしていくか、大きな前進が求められている。

[注]

- 1) 國學院大學准教授
- 2) 国立科学博物館副館長・理事
- 3) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館
- 4) 数少ない例としては、上越市指定文化財の「日本スキー関係資料」がある。
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/cultural-property/cultural-property-city41.html>
- 5) ニュージーランド・アレクサンダー・ターンブル図書館所蔵の「ジャック・ラブロック・ペーパーズ(Jack Lovelock Papers)」が、ニュージーランドにおけるプロスポーツの歴史とスポーツ

科学の発展に関する研究のための一次資料として登録されている。

<https://unescomow.nz/inscription/jack-lovelock-papers>

- 6) 中房敏朗、松井良明、石井浩一「全国スポーツ博物館一覧」(スポーツ史学会編『スポーツ史研究』第13号、2000年3月)、これを基にスポーツ史学会は「全国スポーツ博物館一覧」を公開している。
https://sportshistory.sakura.ne.jp/other/museum_j.html
- 7) 日本スポーツ芸術協会『スポーツ博物館 & 記念館ネットワーク報告書』(2004年3月)、これを基に日本スポーツ芸術協会は「スポーツ博物館データベース」を公開している。
<http://www.sportsarts.gr.jp/museum/>
- 8) 注7、注8の他、日本体育・学校健康センター(現日本スポーツ振興センター)が実施した「全国スポーツ関係博物館実態調査」(2002年)がある。
- 9) モータースポーツ、玩具、伝統芸能等をスポーツ博物館ととらえるか否かは定義によるという難しさがあるが、栗原氏の調査においてはこれらも対象として扱ったとのことである。
- 10) 秩父宮記念スポーツ博物館は現在展示室を持たないために参加していない。
- 11) クライミングウォールに取り付けられるパーツのこと。
- 12) 日本オリンピック委員会『オリンピック憲章』(2025年4月)
<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2025.pdf>